



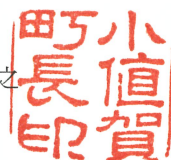
小 値 賀 町 公 告 第 15 号
7 値 教 備 第 7 号

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則（平成24年3月26日規則第1号。以下「財務規則」という。）第110条の定めるところにより公告します。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小 値 賀 町 長 西 村 久 之



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事 業 主 体：小値賀町
- (2) 事 業 名：小値賀町立学校パソコンリプレイス事業
- (3) 納 品 場 所：小値賀町立小値賀小学校・中学校(小値賀町笛吹郷71番地2)
- (4) 納 品 期 限：令和 7 年 8 月 3 1 日 限り
- (5) 購 入 物 品：ノート型パソコン
- (6) 入 札 の 方 法
 - ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められない。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないもの。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

3. 一般競争入札参加申請書の提出

- (1) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
 - ① 提出期限：令和 7 年 7 月 8 日（火）まで
 - ② 提出場所：小値賀町 教育委員会 教育生涯学習班

4. 同等品承認願いの提出場所及び期限

- ① 提出期限：令和 7 年 7 月 8 日（火）まで
- ② 提出場所：小値賀町 教育委員会 教育生涯学習班

5. 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- ① 提出場所：小値賀町教育委員会事務局教育総務係
- ② 受領期限：令和 7 年 7 月 17 日（木）17 時 00 分 まで
- ③ 提出方法：郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法）により受領期限内必着。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

6. 入札書の開札の日時及び場所

- ① 開札日時：令和 7 年 7 月 17 日（木）17 時 00 分 開札
 - ② 開札場所：小値賀町役場 2 階 町長室
- ※開札時刻までに到着しなかったものは、当該入札はなかったものとする。なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）により、役場への入札書の到着に支障が生じることが予想される場合は、開札を延期することがある。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 町を被保険者とする入札保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

8. 入札の無効

小値賀町財務規則第116条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合は入札無効とする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第111条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

10. その他

- (1) この競争入札に関する詳細は入札説明書及び特記仕様書による。
- (2) 請負業者にて契約書を作成するものとする。

11. 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

名 称：小値賀町 教育委員会 教育生涯学習班 教育総務係
住 所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2371番地1
電 話：0959-56-3838
F A X：0959-56-4192
E - mail：kyouiku@town.ojika.lg.jp

入 札 説 明 書

小値賀町が行う物品に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記(8)に掲げるものに説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 事 業 番 号 7 値教備第7号

(2) 公 告 日 令和 7 年 6 月 3 0 日 (月)

(3) 一般競争入札に付する事項

- 1 事 業 名 : 小値賀町立学校パソコンリプレイス事業
- 2 納 品 場 所 : 小値賀町立小値賀小学校・中学校(小値賀町笛吹郷71番地2)
- 3 納 品 日 数 : 令和 7 年 8 月 3 1 日 限り
- 4 物品購入及び数量 : ノート型パソコン84台 詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加者は必ず「一般競争入札参加申請書」(別紙様式第1号)を郵送、FAX又は持参にて提出すること。

① 提出期限 : 令和 7 年 7 月 8 日 (火)

② 提出場所 : 小値賀町 教育委員会 教育生涯学習班

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

(5) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願」(別紙様式第2号)を郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については、複数回可能とし、受付日翌日より2日以内(休日除く)に、審査結果を小値賀町教育委員会事務局よりFAXにて回答する。

① 提出期限 : 令和 7 年 7 月 8 日 (火)

② 提出場所 : 小値賀町 教育委員会 教育生涯学習班

③ 提出方法 : メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえカタログ等の仕様が確認できる書類と共に提出すること。(同等品については複数可。但し、納品は一種とすること。)

※「同等品承認願」添付するカタログ等の資料については、要求を満たす箇所を明確にすること。また、カタログ等に記載のないものについては、メーカー機能証明書を提出すること。

(6) 入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

① 提出場所 : 小値賀町教育委員会事務局教育総務係

② 受領期限 : 令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) 1 7 時 0 0 分

③ 提出方法 : 郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法)により期限内必着。

④ そ の 他 : 悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

(7) 入札書の開札場所、日時等

① 開札日時 : 令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) 1 7 時 0 0 分

② 開札場所 : 小値賀町役場2階 町長室

③ そ の 他 : 悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、開札を延期することがある。

(8) 質問書の提出及び回答について

質問書については、任意様式にて下記のとおり提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

① 提出期限 : 令和 7 年 7 月 1 0 日 (木)

② 提出場所 : 小値賀町 教育委員会 教育生涯学習班

③ 提出方法 : メール又はFAXとする。

F A X : 0959-56-4192

E - mail : kyouiku@town.ojika.lg.jp

※回答については、令和7年7月14日(月)までにメール又はFAXにて行う。

(9) 入札書の記載方法

- ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札金額は訂正することができない。
- ウ 入札者は、入札書の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- エ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。

【注意事項】郵送の場合

- ① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。
- ② 入札書は必要事項を記載、押印のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、および入札物品名を記載すること。
- ③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。
- ④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ⑤ 入札書の宛名は、小値賀町長とすること。
- ⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。
- ⑦ 積算の内容がわかる内訳明細書を同封すること。

(10) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。なお、入札保証金の納付は財務規則第114条第2項各号に定める有価証券をもって代えることができる。
また、第1項各号に該当する場合に限り、入札保証金の一部又は全部を納付しないことができる。

イ 契約保証金

- (ア) 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。
- (イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。
なお、契約保証金の納付は財務規則第130条第2項各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
また、第3項各号に該当する場合に限り、契約保証金の一部又は全部を納付しないことができる。

(11) 入札の無効

次の入札は無効とする。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札書が所定の日時までに到達していないとき。
- キ 小値賀町が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- ケ 入札者が同一事項に対して2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき。
- サ 入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- オ 最低制限価格は設定しない。

(13) 落札者決定の通知

落札者決定後、入札者に対して電話又はFAX等をもって入札結果を通知するものとする。

(14) 入札書及び契約書の作成方等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結できるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、町財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないもの。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 一般競争入札参加申請書を提出していること。